

Mercedes-Benz デジタルプロダクトの利用約款

(001.006.020.A.25-02)

For the English version of the Terms of Use for the Digital Extras, please access the following page:

< https://assets.oneweb.mercedes-benz.com/plugin/toud/JP/EN_CLEAN/Mmc_OneTC.pdf >

<ご注意>

(1) 2025年3月18日以前に本利用約款にご同意いただいておりますお客様におかれましては、本利用約款(001.006.020.A.25-02版)の変更の効力発生日は2025年3月26日となります。

(2) 2025年3月19日以降本利用約款にご同意いただきましたお客様については、本利用約款第1章3.1条に定める時点において、本利用約款(001.006.020.A.25-02版)に基づく契約の効力が発生いたします。

第1章 一般規定

第1条 適用範囲

1.1. メルセデス・ベンツ日本合同会社(以下「MBJ」といいます。)が発行するこの Mercedes-Benz デジタルプロダクトの利用約款(以下「**本利用約款**」といいます。)は、MBJ によるデジタルプロダクト情報・テレマティクスサービス、有効期間付きオンデマンド機能ならびにその他のデジタルコンテンツ、デジタルプロダクトおよびデジタルサービス(以下「**本デジタルプロダクト**」といいます。)の提供、および、本カスタマー(第2.1条において定義します。)による本デジタルプロダクトの利用に適用されます。

1.2. 個々の本デジタルプロダクトの詳細は本利用約款の第2章および本ウェブサイト等(第3.1条において定義します。以下同様です。)に記載されています。

1.3. 本利用約款の第1章および第2章には、現時点において提供されていない本デジタルプロダクトが記載されていることがあります。現在利用できる本デジタルプロダクトの詳しい範囲は、本ウェブサイト等にてご確認ください。
本ウェブサイト等に掲載する本デジタルプロダクトの全部または一部は、本利用約款に定めるところにより変更、または、提供が終了することがあります。あらかじめご了承ください。

1.4. 本利用約款と、本ウェブサイト等に記載された本デジタルプロダクトの内容との間に矛盾がある場合には、本利用約款の規定が優先するものとしま

す。本デジタルプロダクトは、本利用約款に定める範囲で提供されるものとし、MBJ は、現時点において、本ウェブサイト等に記載された本デジタルプロダクトの内容のすべてが提供されることを保証するものではありません。

1.5. 本デジタルプロダクトは、第5.2条に定める車両(以下「**本デジタルプロダクト対象車両**」といいます。)において利用することができます。詳細は第5.2条をご参照ください。

第2条 本カスタマー、本車両登録名義人およびその他利用者およびその他製品

2.1. 「**本カスタマー**」とは、第4.3条の条件を充たし、かつ、第3.1条に従って本利用約款に同意することによりMBJとの間で本利用契約(第3.1条において定義します。)が成立した者をいいます。

2.2. 「**本車両登録名義人**」とは、自動車検査証において本デジタルプロダクト対象車両の所有者または使用者として記載された者をいいます。

2.3. 「**その他利用者**」とは、本車両登録名義人から本デジタルプロダクト対象車両を社用車としてまたはその他の目的で利用する権限を適法かつ有効に付与された者をいいます。レンタカー、カーシェアリング等における車両の短期の賃借人または利用者は、原則として「**その他利用者**」にはあたりません。

2.4. 「**その他製品**」とは、車両に加えて、本デジタルプロダクトを使用して制御可能であるか、追加機能

の利用を可能にするその他の製品をいいます。

第3条 本利用約款・本利用契約の有効性

3.1. 本デジタルプロダクトを利用するためには、以下の条件の全てを充たすことが必要です。

- ① お客様が、ブラウザまたはアプリケーション等を経由してアクセスする MBJ のウェブサイト等（以下「**本ウェブサイト等**」といいます。）においてご自身のユーザーアカウント（以下「**本ユーザーアカウント**」といいます。）を作成した上で本ウェブサイト等において MBJ 所定のオンラインフォームに必要情報を入力すること。
- ② お客様がご自身の本デジタルプロダクト対象車両を第 5.3 条に従って本ユーザーアカウントと接続すること。
- ③ お客様が本利用約款を本ウェブサイト等において承諾していること（いずれかの本デジタルプロダクトの利用時においてその承諾が取り消されていないこと）。

本利用約款に基づくお客様と MBJ との間の本デジタルプロダクトの利用に係る契約（以下「**本利用契約**」といいます。）は、お客様による本利用約款の承諾を MBJ が確認した旨の通知を、お客様が MBJ から受領した時点において、お客様と MBJ の間において効力を生じます。本条の規定にかかわらず、本利用約款は、遅くとも、お客様においていずれかの本デジタルプロダクトを利用することが可能となる日までに効力を生じるものとします。

3.2. 本項余白

3.3. MBJ は、本利用約款に別段の定めのない限り、本利用約款を日本語および英語で提供します。本利用約款の解釈について疑義がある場合は、日本語による本利用約款が優先するものとします。

3.4. MBJ は、その裁量により、①本カスタマー一般の利益に適合するとき、または②契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性およびその内容その他の変更に係る事情に照

らして合理的なものであるときには、本利用約款を変更することがあります。特に、MBJ は、本デジタルプロダクトの機能を拡張し、新たな本デジタルプロダクトを追加し、かつ、これらに応じて本利用約款を変更することがあります。

3.5. MBJ は、本利用約款を変更する場合には、その効力発生時期を定め、本カスタマーに対し、本ウェブサイト等への掲載または E メール、SMS または対象アプリでの通知等の方法により、本利用約款を変更する旨および変更後の本利用約款の内容ならびにその効力発生時期についてお知らせいたします。変更後の本利用約款は、MBJ がお知らせした効力発生時期において、効力を生じます。

本利用約款の変更に同意しない本カスタマーは、以降本デジタルプロダクトを利用しないものとします。

第4条 本デジタルプロダクトの提供の範囲

4.1. 本カスタマーは、一部の本デジタルプロダクトについては、MBJ が別途定める期間において、無料で利用する権利を得ます。MBJ は、本デジタルプロダクトの無料期間に関する参考情報を 17.2 条に定める MBJ のデジタルプロダクトウェブサイト等に掲載します。

※MBJ のデジタルプロダクトウェブサイト等に掲載する参考情報は、掲載時点の情報であり、掲載された情報の全部または一部は変更されていることがあります。あらかじめご了承ください。

4.2. 本カスタマーは、以下のとおり、本デジタルプロダクトまたは本デジタルプロダクトの利用権（以下「**本ライセンス**」といいます。）を得ることができます。本カスタマーは、MBJ が別途定める期間において、当初無料で一部の本デジタルプロダクトの提供を受けることができます。MBJ は、その裁量により、一部の本デジタルプロダクトの無料期間について、当初の無料期間満了時に無料でサービス期間を延長する場合があります。また、無料期間が延長されなかったその他の本デジタルプロダクトについては、MBJ は、別途提供するオンラインショッピングサイトにおいて、デジタルプロダクトの購入に関する

る一般利用規約(以下「Mercedes-Benz Store 利用規約」といいます。)に基づき、サービス期間延長のための本ライセンスを有料で販売することができるものとします。詳細は、メルセデス・ベンツ正規販売店にお問い合わせください。

さらに、本デジタルプロダクトのうち無料期間の定めのない本デジタルプロダクト(以下「**本有料デジタルプロダクト**」)については、MBJ は、別途提供するオンラインショッピングサイトにおいて、Mercedes-Benz Store 利用規約に基づき、その利用またはサービス期間延長のための本ライセンスを有料で販売することができるものとします。上記にかかわらず、お客様が本カスタマーの地位を獲得した時点において、該当する本デジタルプロダクト対象車両について、すでに本有料デジタルプロダクトの利用またはサービス期間延長のための本ライセンスが取得されている場合、本有料デジタルプロダクトの期間には第 18 条が適用されます。

(注 1) ある本デジタルプロダクトに本ライセンスが必要となる場合、1 つの本ライセンスにつき、利用できるのは本デジタルプロダクト対象車両 1 台のみです。他の本デジタルプロダクト対象車両については別の本ライセンスを取得する必要があります。

(注 2) 本デジタルプロダクトは、車両と共に購入することはできません。また、本デジタルプロダクト対象車両以外の車両について、本デジタルプロダクトを使用することはできません。

本利用約款は、本カスタマーによる本デジタルプロダクトの無料期間の利用および有料での利用の双方に適用されます。

- 4.3. 本デジタルプロダクトを利用するためには、お客様は、①日本に住所を有する個人であって、かつ、②本デジタルプロダクト対象車両の本車両登録名義人もしくはその他利用権者またはその他製品の所有者もしくはその利用権者であることが必要です。お客様がメルセデス・ベンツグループ AG(以下「**メルセデス・ベンツ グループ社**」)またはそのグループ会社(メルセデス・ベンツグループ社の親会社、子会社および関連会社をいい、以下メルセデス・ベンツグループ社とそのグループ

会社を総称して「**メルセデス・ベンツグループ**」)から日本国外において本デジタルプロダクトに類似するサービスの提供を受けていたか否かにかかわらず、本デジタルプロダクトを利用するためには、本利用約款に従わなければなりません。

- 4.4. 本デジタルプロダクト対象車両への接続を必要とする本デジタルプロダクトは、個々の車両に付随するものであり、ある車両で利用していた本デジタルプロダクトを他の車両に移行することはできません。また、いかなる本デジタルプロダクトも本利用約款に記載された目的のためにのみ利用できます。本ユーザーアカウントに接続されるその他製品についても同様とします。
- 4.5. 個別の本デジタルプロダクトの範囲、利用条件、利用可否および(もしあれば)詳細な情報については、本利用約款第 2 章および本ウェブサイト等に記載されています。本デジタルプロダクトの範囲は、本デジタルプロダクト対象車両の種類および装備またはその他製品および装置の種類により異なる場合があります。また、MBJ は、本デジタルプロダクトを改善し、または本デジタルプロダクトに個別の機能を追加、変更もしくは削除することがあります。
- 4.6. 本デジタルプロダクトは、日本国内のいずれの地域でも利用可能です(ただし、本デジタルプロダクトの提供および利用にあたり第 4.15 条、第 10.4 条、第 20.3 条および第 20.4 条ならびに第 2 章第 2.7 条、第 2.9 条、第 3.10 条、第 3.21 条に記載するような制約が生じる可能性があります。)
- 4.7. MBJ は、本カスタマーに対し、オンライン上で自己が利用する本デジタルプロダクトを管理するための本使用ゲートウェイ(第 4.9 条に定義されます。)として、本ウェブサイト等および対象アプリ(第 4.9 条に定義されます。)を提供いたします。
- 4.8. 本カスタマーはいつでも本デジタルプロダクトを利用したい本デジタルプロダクト対象車両を選択して本ユーザーアカウントに接続することができ(ただし最大 20 台まで)、また、いつでも当該本デジタルプロダクト対象車両と本ユーザーアカウントとの接続を切断することができます。本デジタルプロダクト対

象車両またはその他製品の接続および接続の切断については、第 5.3 条が適用されます。

4.9 本カスタマーは、以下に記載する使用ゲートウェイ（以下「**本使用ゲートウェイ**」と総称します。）を通じて、本デジタルプロダクトを操作および利用することができます。本使用ゲートウェイの種類により、各本使用ゲートウェイを通じて利用することができる本デジタルプロダクトの範囲は異なります。

(a) インフォテインメント・システム(※)

本カスタマーは、一定の本デジタルプロダクトにつき、本デジタルプロダクト対象車両のインフォテインメント・システムを通じて操作および利用することができます。

※COMAND システムその他情報・エンターテインメントに関する機能を総称しています。

(b) 本ウェブサイト等

本カスタマーは、一定の本デジタルプロダクトにつき、本ウェブサイト等を通じて操作および利用することができます。本デジタルプロダクトの一部は、本ウェブサイト等を通じてのみ操作および利用することが可能です。

(c) モバイル端末用アプリケーション

本カスタマーは、MBJ またはメルセデス・ベンツ グループ社が別途提供するモバイル端末用アプリケーション（総称してまたは個別に以下「**対象アプリ**」といいます。）をモバイル端末（対象アプリ対応機種に限り、以下同じ。）上にダウンロードおよびインストールすることで、一定の本デジタルプロダクトにつき、対象アプリを通じて操作および利用することができます。ただし、対象アプリ経由の場合には、利用することができる個々の本デジタルプロダクトの範囲が、他の本使用ゲートウェイによって利用できる範囲よりも制限される場合があります。また、対象アプリを通じて、対象アプリを通じてのみ操作および利用することが可能な追加的な本デジタルプロダクトが提供される場合があります。対象アプリに関するその他の情報（対象アプリのダウンロード方法を含みます。）については、本ウェブサイト等で入手することができます。

4.10 本カスタマーは、いつでも対象アプリをモバイル端末から削除することができます。その場合、本カスタマーは、対象アプリを通じて本デジタルプロダクトを操作および利用することができなくなります。さらに、モバイル端末に対する変更（例えば、モバイル端末のオペレーティング・システムのアップデート、モバイル端末の改造等）により、対象アプリが利用できなくなることがあります。

重要: 対象アプリを削除し、またはモバイル端末に対する変更を行ったのみで、本カスタマーによる本利用約款への承諾が撤回されたものと取り扱われることはなく、また、本ライセンスが自動的に終了することはありません。本カスタマーが対象アプリを削除し、またはモバイル端末に対する変更を行った場合でも、MBJ はすでにお支払いいただいた本ライセンスの使用料の払戻しは一切行いません。

4.11 本カスタマーは、自己の本ユーザーアカウント上で、個別の本デジタルプロダクトをアクティベートまたは停止することができます（対象となる本デジタルプロダクト対象車両を選択することも可能です。）。ある本デジタルプロダクトをアクティベートした場合、本カスタマーは、当該本デジタルプロダクトを、適用される本利用約款に記載される内容において利用することができます。本デジタルプロダクトを停止している間は、本カスタマーは停止されている本デジタルプロダクトを利用できません。

重要: 本デジタルプロダクトを停止するのみでは、本カスタマーによる本利用約款への承諾が撤回されたものと取り扱われることはなく、また、本ライセンスが自動的に終了することはありません。本カスタマーが自己の本ユーザーアカウント上で該当する本デジタルプロダクトを再開することで、該当する本デジタルプロダクトまたは本ライセンスの有効期間において当該本デジタルプロダクトをご利用いただけます。本条に基づき本デジタルプロダクトの全部または一部が停止された場合でも、MBJ はすでにお支払いいただいた本ライセンスの使用料の払戻しは一切行いません。

4.12 本カスタマーが、本ライセンスを解約した場合、MBJ は解約された本ライセンスに基づいて提供される本デジタルプロダクトを停止する権利を有します。

本利用約款の他の規定にもかかわらず、MBJ が本条に従い本デジタルプロダクトを停止したことに関して本カスタマーまたは第三者（本サブユーザー（第 11.1 条に定義します。）を含みます。）が被った損害等（第 8.9 条に定義します。）については、MBJ およびその他のメルセデス・ベンツグループ会社は、MBJ またはメルセデス・ベンツグループ会社の責めに帰すべき事由による損害等について責任を負いますが、MBJ またはメルセデス・ベンツグループ会社に故意・重過失がある場合を除き、本カスタマーが MBJ に実際に支払った額を限度として責任を負うものとします。

重要： 本条に基づき本デジタルプロダクトの全部または一部が停止された場合でも、MBJ に債務不履行があった場合を除き、MBJ はすでにお支払いいただいた本ライセンスの使用料の払戻しは一切行いません。

- 4.13 MBJ は、MBJ または第三者プロバイダー（第 4.15 条に定義します。）におけるセキュリティ上の問題その他の正当な理由により本デジタルプロダクトを停止または制限する権利を留保します。本利用約款の他の規定にもかかわらず、MBJ が本条に従い本デジタルプロダクトを停止したことに関して本カスタマーまたは第三者（本サブユーザー（第 11.1 条に定義します。）を含みます。）が被った損害等（第 8.9 条に定義します。）については、MBJ およびその他のメルセデス・ベンツグループ会社はいかなる責任も負わないものとします。ただし、MBJ の責めに帰すべき事由による債務不履行または不法行為による損害等についてはこの限りではありません。

重要： 本条に基づき本デジタルプロダクトの全部または一部が停止された場合でも、MBJ はすでにお支払いいただいた本ライセンスの使用料の払戻しは一切行いません。

- 4.14 本デジタルプロダクト対象車両のマルチファンクションディスプレイまたはその他製品のディスプレイに表示される通知は、他のインフォメーション・チャンネル（本カスタマーの本使用ゲートウェイを通じた通知等）の一切に優先するものとします。インフォテインメント・システム、対象アプリにおいて表示される情報は、提供された後に変更される可能性があり、

また、その全部または一部が不完全であり、不正確であり、もしくは最新でない場合があります。本デジタルプロダクトに関連する通知・情報にかかるその他の詳細な注意事項は、本利用約款の第 2 章および本ウェブサイト等に記載されています。

- 4.15 現在利用可能な技術においては、本デジタルプロダクトの提供および利用にあたり、MBJ が制御することのできない一定の制約および不正確性が伴う場合があります。個々の場合において、本デジタルプロダクト対象車両内で（例えば、インフォテインメント・システムにおいて）表示される車両運行データまたは（もし使用可能であれば）その他製品のディスプレイ上に表示される車両運行データと、本カスタマーの本使用ゲートウェイにおいて表示される車両運行データとが一致しない場合があります。

特に、携帯電話会社が提供するモバイルデータ接続、モバイルネットワーク、全地球測位衛星システム（GNSS）を利用した位置情報サービスおよびインターネットアクセスが利用できる範囲につき、これらの制約および不正確性が伴います。そのため、本デジタルプロダクトが利用可能な地理的な範囲は、携帯電話会社が運営する基地局の送受信地域に限定されます。モバイルネットワークが利用できない場合は、必要なデータ通信ができないことにより、個別の本デジタルプロダクトが利用できないことがあります。

また、本デジタルプロダクトは、大気条件や地形上の特徴・障害物（例えば、橋、トンネル、ビル等）によって悪影響を受けることがあります。同様に、全地球測位衛星システム（GNSS）を利用した位置情報についても、これらの条件等によって悪影響を受ける可能性があります。また、ネットワークへのアクセスの集中その他の障害により、インターネットの利用が制限されることがあります。さらに、本デジタルプロダクト、携帯もしくは固定電話ネットワークまたはインターネットの利用における通信量の急増に際して、急激な容量上の障害が発生する可能性もあります。

本デジタルプロダクト対象車両と Mercedes-Benz AG のビークルバックエンド機器（以下「**本バックエンド**」といいます。）の間のモバイル通信接続は、現在、

外部のオペレーターまたはそのローミングパートナー(以下「**通信事業者**」といいます。))により提供されています。大気条件その他の条件による通信のクオリティの阻害を避けることはできません。

モバイル通信サービスを使用する際、ログオン中のユーザーは、モバイル無線セルにおいて使用可能な帯域を共有します(いわゆる共有メディア)。データ使用時の実際の通信成功率は、対応する技術の可用性、関連する本デジタルプロダクトの提供のために選択されたサーバーの通信率、当該モバイル無線セルにおける複数のユーザーによる携帯電話ネットワークの稼働率、アンテナとの距離およびユーザーの行動によっても左右されます。

不可抗力(ストライキ、ロックアウトおよび行政当局の命令を含みます。))によって本デジタルプロダクトの中断が生じ得るほか、本デジタルプロダクトの適切な提供またはその改善を確保する目的から必要となる、メルセデス・ベンツグループ会社もしくはMBJのシステム、または、MBJもしくは本カスタマーに対しそれぞれサービス提供を行う第三者サービス・プロバイダー(以下「**サービス・プロバイダー**」といいます。)、第三者コンテンツ・プロバイダー(以下「**コンテンツ・プロバイダー**」といい、サービス・プロバイダーとあわせて以下「**第三者プロバイダー**」といいます。))もしくはネットワークオペレーターのシステムにおいて実施する必要のある技術的な措置、またはその他の措置(例えば、修理、メンテナンス、ソフトウェアのアップデート、機能向上等)の結果として本デジタルプロダクトの中断が生じる可能性があります。

対象アプリを通じた本デジタルプロダクトの利用にあたっては、対象アプリまたはモバイル端末が利用できなくなり、その利用に障害が生じること、またはその不具合(これらは、例えば、不可抗力や、対象アプリにおけるメンテナンス、ソフトウェアのアップデート、または機能向上といった技術上その他の措置を理由として生じることがあります。))によっても本デジタルプロダクトの利用に制約や不正確性が生じる可能性があります。

- 4.16 一定の本デジタルプロダクト(例えば天気予報や駐車場情報)を通じて利用できる情報はコンテンツ・

プロバイダーが提供したものであり、その全部または一部について、不完全、不正確、最新でない、または利用できないといった場合があります。また、これらの情報は、様々なコンテンツ・プロバイダーによって生成され、個々のコンテンツ・プロバイダーにより情報の質が異なる可能性があります。MBJおよびその他のメルセデス・ベンツグループ会社は、情報の完全性、正確性または最新性を確認する責任を負わず、当該情報を完全なものとしたり、訂正または更新する責任や、情報が一定の質で利用可能であり、または利用可能な状態とされることを確保する責任も負いません。本カスタマーは、自らの情報の利用および情報に基づく自らの判断について、独自に責任を負います。したがって、本カスタマーは、情報が完全、正確かつ最新であること、および、情報が自らの目的に適合する質で利用可能であり、または利用可能な状態とされることを確認する責任があります。

- 4.17 MBJが指定するサービス工場(以下「**メルセデス・ベンツ指定サービス工場**」といいます。))への入庫中は、メルセデス・ベンツ指定サービス工場での修理作業に支障が生じることを避けるため、本デジタルプロダクトが一時的に利用不可能になったり、または、限られた範囲のサービスしか利用できなくなることがあります。

また、メルセデス・ベンツ指定サービス工場への入庫中に本デジタルプロダクト対象車両に対し行われるメンテナンスおよび修理作業では、本デジタルプロダクト対象車両のシステムへのアクセスを含む様々なメンテナンス・修理関連作業により、異なる本使用ゲートウェイを通じて誤った状況レポートや誤った故障診断のレポートにつながるデータが生成されることがあります。このようなデータの誤りにより、誤って修理が必要と識別され、本カスタマーは、メンテナンスサービスに関して誤った案内を受け取ったり、メルセデス・ベンツ指定サービス工場から誤った入庫予約の依頼を受け取ったりすることがあります。

なお、本カスタマーはメルセデス・ベンツ指定サービス工場への入庫が終わった後、再度本デジタルプロダクトを有効化しなければならない可能性があります。

4.18 本デジタルプロダクトにおいては、本デジタルプロダクト対象車両内において車両バッテリーからの電源またはその他製品が完全に機能していることが必要となります。本デジタルプロダクトが過度に利用された場合や、エンジンをかけたり、バッテリーを電源に接続する(電気自動車の場合)ことにより車両バッテリーのこまめな充電を行っていない場合は、バッテリーが切れることがあります。本デジタルプロダクト対象車両が相当期間において使用されていない場合には、当該本デジタルプロダクト対象車両内の通信モジュールが自動的に停止し、当該本デジタルプロダクト対象車両へのモバイルデータ接続が切断され、次回の本デジタルプロダクトの使用に際して手動で本デジタルプロダクトを始動しなければならない場合があります。

4.19 MBI は、安全性と契約適合性を維持するために、本利用約款が効力を生じ、かつ、車両またはその他製品の接続が完了した時から合理的な期間内に、本デジタルプロダクトおよび車両またはその他製品の機能に関するソフトウェアのアップデート(以下「**本ソフトウェア・アップデート**」)といたします。本ソフトウェア・アップデートは、契約適合性とセキュリティーのアップデートの範囲に限定され、たとえば、本デジタルプロダクトを拡張したり、車両、本デジタルプロダクトまたはその他製品の新たな機能を提供または追加するなど、上記の範囲を超えるソフトウェアのアップデートは提供されません。本カスタマーは、本ソフトウェア・アップデートは、モバイルデータネットワーク経由で自動的にダウンロードされることに同意します。このような目的のために、技術的に可能な限りにおいて、車両またはその他製品には、ソフトウェアの自動ダウンロードおよびインストールの機能がプリセットされています。本ソフトウェア・アップデートが自動で実施されない場合、本カスタマーがご自身で本ソフトウェア・アップデートをインストールする必要があります。本カスタマーは、本ソフトウェア・アップデートが適時かつ適切に実行されない場合、本デジタルプロダクト、車両またはその他製品のパフォーマンスや機能の全部または一部を利用できない可能性があることにご留意いただく必要があります。MBI は、お客様が本ソフトウェア・アップデートを適時かつ適切にインストールしなかった

ことに起因する不具合については責任を負いません。MBI は、各本ソフトウェア・アップデートに際し、本ソフトウェア・アップデートが提供されること、その内容、本ソフトウェア・アップデートをインストールしなかった場合の結果、およびインストール方法を本カスタマーに通知いたします。MBI は、本デジタルプロダクトおよび車両またはその他製品の機能を変更することができますが、かかる変更は、本ソフトウェア・アップデートの方法による場合もあります。

4.20 本ソフトウェア・アップデートは、モバイルネットワークおよび本デジタルプロダクト対象車両内の機器またはその他製品の利用可能性およびその利用に伴う制約により影響を受けます。そのため、ソフトウェアのダウンロードおよびインストールの所要時間は車両またはその他製品により異なり、数分から数時間かかることがあります。本ソフトウェア・アップデートの状態は、本バックエンドに保存され、本カスタマーの本使用ゲートウェイを通じてご確認いただけます。技術的な問題により、いくつかの本ソフトウェア・アップデートは、メルセデス・ベンツ指定サービス工場においてのみ実施可能な点にご留意ください。

4.21 場合により、本デジタルプロダクトの作動および操作を適切に行うために、本ソフトウェア・アップデートが必要となる場合があります。本カスタマーには、上記に定める方法以外の方法により本ソフトウェア・アップデートを行う権利はありません。メルセデス・ベンツ指定サービス工場においては、本ソフトウェア・アップデートに代えてまたはこれに加えて、追加的な措置が採られることがあります。

本ソフトウェア・アップデートがダウンロードおよびインストールされている間、本デジタルプロダクト対象車両または個々のコンポーネント(例えば、インフォテインメント・システムや通信モジュール)またはその他製品の機能性が一定の時間において制限される可能性があります。万が一ソフトウェア・アップデートのダウンロードまたはインストールの最中に重大な技術上のエラーが発生した場合は、メルセデス・ベンツ指定サービス工場における対応が必要となる場合があります。

第5条 利用にあたり必要な事項

- 5.1. 本デジタルプロダクトを利用するためには、本利用約款(随時更新されます)への同意および本ユーザーアカウントの作成(第3.1条)、本ユーザーアカウントと本デジタルプロダクト対象車両またはその他製品との接続(第5.3条)、ならびに本デジタルプロダクトのアクティベーションが実行されていること(第4.11条参照)が必要です。当初の利用期間が満了した場合、その時点で対応する本デジタルプロダクト対応車両またはその他製品について、本デジタルプロダクトが提供されている場合に限り、本デジタルプロダクトの利用期間を有償で延長することができます。また、本デジタルプロダクトの利用のために必要な条件が追加される場合もあります。これには、第三者との契約締結(第5.5条参照)、スマートフォンやスマートウォッチなどの互換性のある製品、または本カスタマーのデータボリューム等が含まれます。更に、車両に関しては、緊急電話システムなどの通信モジュールのモバイル通信ネットワークへの接続は、それぞれのネットワークカバレッジおよび通信事業者に依存します。
- 5.2. 本デジタルプロダクトは、メルセデス・ベンツグループ社またはメルセデス・ベンツグループ社が指定する製造者が製造し、MBJが輸入した車両であって、「メルセデス・ベンツ」または「Mercedes-Benz」の名称による統一ブランドを付してMBJまたはメルセデス・ベンツ正規販売店が販売する車両(以下「メルセデス・ベンツ車両」といいます。)のうち、通信モジュールを搭載した車両において利用可能です。なお、本デジタルプロダクトの中には、その利用にあたり、本デジタルプロダクト対象車両内またはその他製品内に追加的なオプション装備が必要となる場合があります。本カスタマーは、本デジタルプロダクトが利用可能なモデルに関する情報をメルセデス・ベンツ正規販売店から入手することができます。本デジタルプロダクト対象車両の車種によってご利用いただけない個別のサービスがある場合がございます。

一定の本デジタルプロダクトまたは本デジタルプロダクトの機能を利用するためには、本デジタルプロダクト対象車両と本バックエンドおよび本カスタマーのモバイル端末との間にモバイルデータ通信

が存在すること、ならびに、本デジタルプロダクト対象車両にインフォテインメント・システムが搭載されていることが必要です。

- 5.3. 本デジタルプロダクト対象車両につき本デジタルプロダクトを利用するには、本デジタルプロダクト対象車両を本条に従って本デジタルプロダクトに接続しなければなりません。本デジタルプロダクト対象車両の接続は、メルセデス・ベンツ正規販売店において行うことができます。本デジタルプロダクト対象車両の接続に関する詳細は、メルセデス・ベンツ正規販売店にお問い合わせください。

メルセデス・ベンツ正規販売店において接続が行われる場合、本カスタマーは、運転免許証その他MBJが適当と認める本人確認書類および自動車検査証を提出するものとします。メルセデス・ベンツ正規販売店は、これらにより、顧客情報(氏名、住所および生年月日)、ならびに、本カスタマーが本車両登録名義人として当該本デジタルプロダクト対象車両を利用する権利を有するかを確認します。本カスタマーがその他利用権者である場合には、本カスタマーは、上記の本人確認書類および自動車検査証に加え、本車両登録名義人から本カスタマーに対し本デジタルプロダクト対象車両の利用権を与える旨のMBJ所定の様式による書面を提出する必要があります。

本デジタルプロダクトは、本デジタルプロダクト対象車両が本デジタルプロダクトに接続されるまでの間は、開始または利用することはできません。本デジタルプロダクトに接続された本デジタルプロダクト対象車両は、常にメインユーザーとしての1人の本カスタマーに割り当てられる必要があります。メインユーザー以外の追加的な車両のユーザーは、本サブユーザーとして登録することができます。本サブユーザーの詳細については、第11.1条をご参照ください。

本カスタマーは、以下のいずれかの方法により、本デジタルプロダクト対象車両の接続を切断することができます。特定の本デジタルプロダクト対象車両の接続が切断された場合、当該本デジタルプロダクト対象車両における全ての本デジタルプロダクトは停止します。

- ① 自己の本ユーザーアカウントからその本デジタルプロダクト対象車両を削除する方法
- ② メルセデス・ベンツ正規販売店に対して MBI 所定の様式による依頼書を提出する方法

重要： 車両の接続を切断するのみでは、本カスタマーによる本利用約款への承諾が撤回されたものと取り扱われることはなく、また、本ライセンスが終了することはありません。本カスタマーが本条に従い、本デジタルプロダクト対象車両を再び接続することにより、該当する本デジタルプロダクトまたは本ライセンスの有効期間において該当する本デジタルプロダクトをご利用いただけます。本条に基づき本デジタルプロダクト対象車両の接続が切断された場合でも、MBI はすでにお支払いいただいた本ライセンスの使用料の払戻しは一切行いません。

- 5.4. セキュリティー上の理由から、本デジタルプロダクトの利用にあたっては本人確認が必要となる場合があります。当該確認のために、メルセデス・ベンツ正規販売店において本人確認書類をご提示いただくこととなります。本カスタマーは、すべての本デジタルプロダクトまたは付随サービスを有効化するにあたって、本人確認が必要となります。本デジタルプロダクトは、本人確認がなされた後のみ利用することができます。MBI は後日に再度本人確認を行う権利を有します。
- 5.5. 第三者プロバイダーが提供するサービス(例えば、ストリーミングサービス等)と組み合わせて本デジタルプロダクトを利用するためには、本カスタマーは、当該第三者プロバイダーとの間で当該第三者プロバイダーの契約条件により別途契約を締結しなければなりません。第三者プロバイダーの個人ユーザーアカウント(以下「**第三者プロバイダーアカウント**」といいます。)を別途設定する必要がある場合があります。第三者プロバイダーが提供するサービスを利用するためには、本カスタマーの第三者プロバイダーアカウントを本デジタルプロダクトに連動させておかなければなりません。MBI は、第三者プロバイダーのサービスに対していかなる責任も負わないものとします。
- 5.6. 本デジタルプロダクトを利用するにあたり、本デジタルプロダクトに対応したモバイル端末が必要とな

る場合があります。この場合、本カスタマーは、自己の責任と負担において必要なモバイル端末を用意するものとします。対象アプリを通じて本デジタルプロダクトを利用するためには、モバイル端末およびその端末におけるモバイルデータ接続、ならびに、対象アプリをモバイル端末にインストールすることが必要となります。

詳細は本利用約款第 2 章および本ウェブサイト等に記載されています。

- 5.7. 対象アプリを通じて本デジタルプロダクトを利用するにあたっては、これらのアプリのアップデートが利用可能となった際に、その都度、当該アップデートを実行することが必要です。
- 5.8. 本項余白

第6条 本条余白

第7条 手数料および費用

- 7.1. 本利用約款に承諾するのみで料金が発生することはありません。

本デジタルプロダクトのうち、無料期間の提供があるものについては当初、MBI が別途定める期間において無料で提供されます。本有料デジタルプロダクトの本ライセンスおよび一部のデジタルプロダクトのうち無料期間の提供があるもののサービス期間延長のための本ライセンス(有料の場合)については、Mercedes-Benz Store 利用規約に基づき、MBI に対する使用料の支払が必要です。

一部のデジタルプロダクトについては、本デジタルプロダクト対象車両において当該本デジタルプロダクトを利用するために、オプション装備が必要となる場合があります。

- 7.2. 本デジタルプロダクト対象車両と本バックエンドとの間のモバイルデータ接続のための一切の費用は、原則として MBI が負担します。本カスタマーが負担する当該費用は、本カスタマーが利用する各モバイルサービスプロバイダーが請求する料金設

定に基づきます。

- 7.3. 本カスタマーが、モバイル端末その他の通信機器を利用して、本ウェブサイト等または自己の本ユーザーアカウントにアクセスする場合に生じる通信費用は、その通信に係るサービス・プロバイダーが請求する料金設定に従って、本カスタマーが負担するものとします。
- 7.4. 第三者プロバイダーのサービスの利用にかかるいかなる費用も本カスタマーが負担するものとします。

第8条 本カスタマーの義務

- 8.1. 本カスタマーは、①自己が本デジタルプロダクト対象車両またはその他製品の所有者であること、または、②自己が本デジタルプロダクト対象車両またはその他製品の所有者(または本車両登録名義人もしくはその他製品の所有者から権限を与えられた者)から本デジタルプロダクト対象車両またはその他製品を使用し、かつ、その本デジタルプロダクト対象車両またはその他製品について本デジタルプロダクトを利用することを許可されていることを表明するものとします。
- 8.2. 本カスタマーは、メルセデス・ベンツ正規販売店に対して報告し、または、自己の本ユーザーアカウントに登録したプロフィールデータ(氏名、住所、生年月日、Eメールアドレスおよび携帯電話番号を含みます。)その他本カスタマーが提供したすべての情報が、真実かつ完全であり、あらゆる法令上の要求および適用される契約条項を遵守していることを保証します。本カスタマーは、これらのプロフィールデータに変更が生じた場合、メルセデス・ベンツ正規販売店または本ユーザーアカウントを通じて、遅滞なくMBJに通知するものとします。任意でご登録いただいたその他の情報に変更が生じた場合も同様です。

本デジタルプロダクト対象車両の車種によっては、本デジタルプロダクト対象車両とつながった際に、暗証番号により保護されたプロフィールが自動的に作成されます。

プロフィールデータに誤りがあるためにMBJが本カスタマーに連絡をとることができない場合には、MBJは本カスタマーに対する本デジタルプロダクトの提供を停止することができるものとします。

重要: 本条に基づきMBJが本デジタルプロダクトの提供を停止した場合でも、MBJはすでにお支払いいただいた本ライセンスの使用料の払戻しは一切行いません。

- 8.3. 本カスタマーは、対象アプリを通じて個別の本デジタルプロダクトに関する通知を受け取るためには、当該デジタルプロダクトに対応する対象アプリにログインし通知機能を有効化する必要があります。
- 8.4. 本カスタマーは、本デジタルプロダクト対象車両につき、本車両登録名義人またはその他利用権者の地位を喪失した場合(本カスタマーが本デジタルプロダクト対象車両を第三者に譲渡した場合、本デジタルプロダクト対象車両を廃棄した場合等)、遅滞なく、第5.3条に従って本ユーザーアカウントと本デジタルプロダクト対象車両の接続を切断しなければなりません。この場合、本デジタルプロダクト対象車両につき、新たに本車両登録名義人となったお客様(または当該お客様から車両の接続を依頼された方)が、メルセデス・ベンツ正規販売店もしくはMBJに対して、MBJが別途指定する方法により本デジタルプロダクト対象車両の接続の切断を依頼した場合、MBJは本カスタマーに対して事前に通知することなく、本デジタルプロダクト対象車両の接続を切断することができます。本カスタマーが車両の接続が切断されるまでに生じた事由に関して第8.9条または第8.10条に基づいて負う責任は、その切断後においても存続するものとします。また、本カスタマーは、故意または過失により、自己が本条に定める義務に違反したことに関してMBJその他のメルセデス・ベンツグループ会社に生じた損害等(第8.9条に定義します。)につき、第8.9条または第8.10条に従い責任を負います。
- 8.5. 本カスタマーは、本デジタルプロダクトを利用するために必要な全てのアクセスの詳細およびパスワードを安全に保管し、第三者に開示せず、かつ、その不正使用を防止するものとします。本カスタマーは、自己が他のオンラインサービスにログイン

するのに使用するEメールアドレスおよびパスワードの組み合わせと同じ組み合わせを本ユーザーアカウントのアクセスに使用してはならないものとします。本カスタマーは、本条に定める義務を本サブユーザーをして遵守させるものとします。

- 8.6. 本カスタマーは、本デジタルプロダクトを利用するにあたり、本デジタルプロダクトの利用に適用される全ての法令(道路交通法、道路運送車両法、その他各都道府県の条例を含みます。以下同じ。)を遵守しなければなりません。また、本カスタマーは、本利用約款または適用ある法令に違反する態様または目的において本デジタルプロダクトを利用してはなりません。
- 8.7. 本カスタマーは、本デジタルプロダクトが本利用約款もしくは法令に違反して使用されたこと、または権限を有しない第三者が本デジタルプロダクトのために提供されるモバイルネットワークにおいて禁止されている活動を行ったことを知った場合、自己の本ユーザーアカウントを通じて、または第 17.2 条に記載するメルセデス・コール(以下「メルセデス・コール」といいます。)に電話することにより、遅滞なく MBI に通知するものとします。
- 8.8. 本デジタルプロダクトの利用のために提供されたソフトウェアアプリケーションにつき、修正、編集、逆コンパイル(リバースエンジニアリングの方法による場合を含みます。)、保存およびその他の複製を行うことはできません。
- 8.9. 本カスタマーは、故意または過失により、自己が法令または本利用約款の規定(本カスタマーが、本サブユーザーをして本利用約款を遵守させる義務を含みます。)に違反したことにより発生した費用、損失または損害(合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」といいます。)について、MBI その他のメルセデス・ベンツグループ会社に対して責任を負います。
- 8.10. 本カスタマーは、故意または過失により、自己が法令もしくは本利用約款の規定(本利用約款に基づく、本カスタマーが、本サブユーザーをして本利用約款を遵守させる義務を含みます。)に違反し、または第三者の権利を侵害したことに関し、MBI ま

たはメルセデス・ベンツグループ会社が第三者から請求を受けたことにより生じた損害について、MBI およびメルセデス・ベンツグループ会社に補償するものとします。

- 8.11. 本カスタマーは、自己のモバイル端末に本デジタルプロダクトに関するデータを保存する場合、自己の責任のみにおいて行うものとします。モバイル端末上に保存されたデータの破損、滅失その他これらに類する事象につき、MBI に故意または過失がない限り、MBI は一切責任を負いません。
- 8.12. 本カスタマーが、別の車両使用者に本デジタルプロダクトと接続されている本デジタルプロダクト対象車両の使用を認める場合には、当該本カスタマーは、①当該車両使用者による使用開始前に、当該車両使用者に対し、本デジタルプロダクトおよび関連するデータの収集および処理につき知らせ、その同意を得るとともに、個々の本デジタルプロダクトを停止することもできる旨を伝えるものとし、かつ、②接続されている第三者プロバイダーアカウントからログアウトするか、または本デジタルプロダクトを停止して、当該車両使用者による誤使用の防止等を図るものとします。また、当該使用の前に、本カスタマーは、必要な本デジタルプロダクトと機能がアクティベートされているかどうかを確認する必要があります。

第9条 本条余白

第10条 期 間 お よ び 終 了

- 10.1. 本利用約款は、本利用約款に定める方法により解除されない限り、有効に適用されます。本デジタルプロダクトの利用条件は、本利用約款第 2 章および Mercedes-Benz Store 利用規約に従うものとします。定期購入(自動更新ありのものを指し、以下「サブスクリプション購入」という。)が可能な本デジタルプロダクトのライセンス期間(本デジタルプロダクトの利用可能期間をいう、以下同じ。)は、当該サブスクリプション購入の終了を行った場合に、当該サブスクリプション購入に係る料金請求対象期間の終了をもって終了するものとします。

10.2. 本デジタルプロダクト対象車両に係るそれぞれの本デジタルプロダクトの当初の無料期間は、当該本デジタルプロダクト対象車両について、該当する無料期間が提供されている本デジタルプロダクトの初回のアクティベーション（以下かかる初回のアクティベーションを「サービスアクティベーション」といいます。）がなされた時点から開始するものとします。サービスアクティベーションは、①該当する本デジタルプロダクト対象車両を本デジタルプロダクトに接続し、かつ、②本ユーザーアカウントに紐づいて作成された本デジタルプロダクト対象車両のプロファイルに本カスタマーがログインすること、またはメルセデス・ベンツ正規販売店が販売店システムにおいてアクティベーションを実行することで完了するものとします。

（注 1）本デジタルプロダクト（無料期間の提供があるもの）のパッケージの一部として個別のサービスが新たに追加される場合であって（以下追加されるサービスを「追加サービス」といいます。）、かつ、当該パッケージに含まれるサービス（追加サービスを除く。）のサービスアクティベーションが完了している場合、追加サービスのサービスアクティベーションがなされた時点から当該追加サービスにかかる当初の無料期間が開始するものとします。

（注 2）本デジタルプロダクト対象車両が本デジタルプロダクトに接続される前に、ある本デジタルプロダクト（無料期間の提供があるもの）について本ウェブサイト等におけるアクティベーションが実行されている場合、当該本デジタルプロダクト対象車両にかかる当該本デジタルプロダクト（無料期間の提供があるもの）の当初の無料期間は、当該本デジタルプロダクト対象車両が初めて本デジタルプロダクトに接続された時点で開始します。

（注 3）「24 時間緊急通報サービス」および「情報通信サービス」を除き、本デジタルプロダクト（無料期間の提供があるもの）のご利用には本デジタルプロダクト対象車両の初度登録日または車両使用開始日の早い方の日（以下「登録使用開始日」といいます。）から起算して 1 年以内にサービスアクティベーションを行ってください。また、登録使用開始日より後に追加された本デジタルプロダクト

（無料期間の提供があるもの）のご利用にあたっては、MBJ により当該本デジタルプロダクト（無料期間の提供があるもの）の提供が開始された日から起算して 1 年以内にサービスアクティベーションを行ってください。

（注 4）それぞれの本デジタルプロダクト（無料期間の提供があるもの）にかかるサービスアクティベーションは、1 台の本デジタルプロダクト対象車両につき、1 回のみ行うことが可能です。一旦サービスアクティベーションが行われた場合、本デジタルプロダクト対象車両の接続が切断され、または当該本デジタルプロダクト対象車両について特定の本デジタルプロダクトが停止されたとしても、当該本デジタルプロダクト対象車両について、本デジタルプロダクトの当初の無料期間が再接続または再開の時点でリセットされることはありません。

サービスアクティベーションがなされた本デジタルプロダクト（無料期間の提供があるもの）の当初の無料期間は、第 10 条に基づき本利用契約が終了しない限り、当初の無料期間の最終日に満了するものとします。個々の本デジタルプロダクトのライセンス期間については、本ウェブサイト等にてご確認いただけます。

MBJ は、その裁量により、別途 MBI が定める期間において、本デジタルプロダクトの無料期間を無料で延長する場合があります。また、①本デジタルプロダクトの有料での期間延長および②本有料デジタルプロダクトのための各本ライセンスの期間は、MBJ が別途定めるものとします。

（注 5）個別の本デジタルプロダクトの期間の終了について、MBJ から本カスタマーに対し、E メール、SMS、または対象アプリによる通知をすることがあります。個別の本デジタルプロダクトの終了に伴い、当初の無料期間にかかわらず、本カスタマーによるサービスアクティベーションの時期により、本デジタルプロダクトの無料期間が順次短くなりますのでご注意ください。

10.3. 本カスタマーは、本ユーザーアカウントにおいて、本利用約款の同意ボタンからチェックを外すこと、または自己の本ユーザーアカウントを削除することにより、本利用契約（サブスクリプション購入に

係る契約を除く。)をいつでも即時に解約することができます。本カスタマーが本ユーザーアカウントを削除した場合にも、本利用契約は解約されます。

MBJ は、本カスタマーに対して書面または電磁的方法により事前に通知することにより、本利用契約を解約することができます。解約の効果は、本カスタマーが当該事前通知を受領したときから 30 日が経過した日に生じるものとします。

重要:

- (a) 本条に基づき本カスタマーが本利用契約を解約された場合でも、MBJ はすでにお支払いいただいた本ライセンスの使用料の払戻しは一切行いません。
- (b) 第 4.10 条に基づき対象アプリを削除し、または第 4.11 条に基づき本デジタルプロダクトを停止しても、本利用契約は解約されません。
- (c) 本利用約款の同意ボタンからチェックを外した場合、または本ユーザーアカウントを削除した場合、本利用契約は終了し、当該本利用契約に基づいて本デジタルプロダクト対象車両に提供される全ての本デジタルプロダクト(サブスクリプション購入に係るものも含まれます。)がご利用いただけなくなりますのでご注意ください。ただし、本デジタルプロダクトがご利用いただけなくなった後も、サブスクリプション購入に係る契約は、別途契約の解除手続が行われない限り、存続します。

10.4. 本カスタマーが日本以外の国に住所を移そうとする場合、本カスタマーは MBJ に対してその旨(住所移転の予定日を含みます。)を事前に通知するものとします。本カスタマーが日本以外の国に住所を移した場合、本利用契約は本カスタマーに対して事前に通知されることなく自動的に終了します。対象アプリを通じて本デジタルプロダクトを利用する本カスタマーが、対象アプリが利用できない国に住所を有することとなった場合、本カスタマーは対象アプリを通じて本デジタルプロダクトを利用することはできなくなります。

重要: 本条に基づき本利用契約が終了しても、MBJ はすでにお支払いいただいた本ライセンスの使用料の払戻しは一切行いません。

10.5. 上記にかかわらず、MBJ は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本利用契約を解除する権利を有します。

- (a) 本カスタマーが MBJ に対し虚偽の申告をした場合
- (b) 本カスタマーが本デジタルプロダクトを不正に利用し、またはその運営を妨害した場合
- (c) 本カスタマーが本ライセンスの使用料の支払を遅滞した場合
- (d) 本カスタマーが本利用約款のいずれかの条項に違反した場合
- (e) 本車両登録名義人からの申出により本情報通信サービス(第 20.1 条に定義します。)が停止された場合その他本情報通信サービスが解約された場合
- (f) 本カスタマーがその他利用権者である場合に、本車両登録名義人から付与された本デジタルプロダクト対象車両を社用車としてまたはその他の目的で利用する権限を失った場合
- (g) 本カスタマーが本車両登録名義人としての地位を喪失した場合
- (h) その他 MBJ が合理的な根拠に基づき本カスタマーを本デジタルプロダクトの利用者として不適当であると合理的に判断した場合

重要: 本条に基づき本利用契約が解除されても、MBJ はすでにお支払いいただいた本ライセンスの使用料のうち、既に経過した期間に係る使用料の払戻しは一切行いません。ただし、MBJ が、専ら自らの都合により、または専ら MBJ の責めに帰すべき事由により、本有料デジタルプロダクトの提供を恒久的に停止した場合には、Mercedes-Benz Store 利用規約に基づき、本ライセンスの使用料の返金を行います。

10.6. 本利用契約が終了した場合は、終了した本利用契約に基づいて本デジタルプロダクト対象車両またはその他製品に提供される全ての本デジタルプロダクトはご利用いただけなくなります。個別のサービスの停止については第 10.9 条をご参照くだ

さい。本利用契約が終了した後も、本カスタマーの本ユーザーアカウントは、当該本ユーザーアカウントを削除しない限り、引き続きご利用いただけます。

10.7. MBJ は、メルセデス・ベンツ グループ社との契約により本デジタルプロダクトを提供する権限を与えられています。当該 MBJ とメルセデス・ベンツ グループ社との間の契約が何らかの理由により終了した場合、MBJ は本デジタルプロダクトにかかる本カスタマーとの契約にかかる契約上の地位(当該契約に基づく MBJ の権利および義務の一切を含みます。)をメルセデス・ベンツ グループ社またはメルセデス・ベンツ グループ社が定める第三者に移転することができるものとし、本カスタマーはこれに予め同意するものとします。この場合、本デジタルプロダクトは、MBJ に代わり、メルセデス・ベンツ グループ社またはメルセデス・ベンツ グループ社が定める第三者により提供されるものとします。

10.8. MBJ は、本デジタルプロダクトの実施に必要な外部のオペレーターによるサービス終了などの場合に、本デジタルプロダクトの全部または一部を一時的にまたは恒久的に休止または廃止することがあります。この場合、MBJ は、休止または廃止の内容を可能な限り本カスタマーに対し事前に通知します。MBJ が、専ら自らの都合により、または専ら MBJ の責めに帰すべき事由により、本有料デジタルプロダクトの提供を恒久的に停止した場合には、Mercedes-Benz Store 利用規約に基づき、本ライセンスの使用料の返金を行います。

10.9. 本カスタマーは、第 4.11 条に従い、自己の本ユーザーアカウントを通じて、個別の本デジタルプロダクトを停止することができます(対象となる本デジタルプロダクト対象車両を選択することも可能です。)

重要: 本条に基づき個別の本デジタルプロダクトが休止されても、MBJ はすでにお支払いいただいた当該個別の本デジタルプロダクトにかかる本ライセンスの使用料の払戻しは一切行いません。

第11条 本 サ ブ ユ ー ザ ー

11.1. 本カスタマーは、本カスタマー以外の者が本デジタルプロダクトを利用できるようにするために、自己の本ユーザーアカウント上でそれらの者をサブユーザー(以下「**本サブユーザー**」といいます。)として登録することができます。本サブユーザーが本デジタルプロダクトを利用するためには、自ら本ユーザーアカウントを作成し、かつ、本カスタマーが行ったサブユーザー登録を本ユーザーアカウントを通じて承認しなければなりません。本カスタマーは、本利用約款の一切につき、本サブユーザーに十分に知らしめるものとし、本サブユーザーをして、本利用約款に基づき本カスタマーが負う義務と同等の義務を遵守させる義務を負います。また、本サブユーザーは、本カスタマーによる上記サブユーザー登録を承認するのと同時に、本利用約款の一切を承諾し、本利用約款において本カスタマーが負う義務と同等の義務を負ったものとみなします。

本サブユーザーは、本デジタルプロダクトを利用するにあたり、本利用約款、および、本サブユーザーによる本デジタルプロダクトの利用に適用される全ての法令を遵守しなければなりません。また、本サブユーザーは、本利用約款または適用ある法令に違反する態様または目的において本デジタルプロダクトを利用してはなりません。

本サブユーザーが、対象アプリを通じて本デジタルプロダクトを利用することを希望する場合、本カスタマーと同様に、対象アプリを取得し、自己のモバイル端末にインストールしなければなりません。

11.2. 本サブユーザーは、自己の本使用ゲートウェイを通じて、本カスタマーと同じように、一定の本デジタルプロダクトを閲覧、操作および使用することができます(例えば、本サブユーザーにおいても本デジタルプロダクト対象車両の状況に関する照会を行うことができます。)。ただし、本デジタルプロダクトの購入およびサブスクリプション購入(可能な場合に限る。)、本ライセンスの取得、本利用契約の解約、本デジタルプロダクトの開始および停止、ならびに本デジタルプロダクト対象車両またはそ

の他製品の接続および接続の切断を行うことができるのは原則として本カスタマーのみです。

機能がプログラムされている場合、本カスタマーまたは本サブユーザーのいずれが行った指示であるかにかかわらず、常に本デジタルプロダクト対象車両内で受信した直近の指示が適用されます。ただし、本サブユーザーは本デジタルプロダクトを開始し、または停止することはできません。

本サブユーザーが利用できる本デジタルプロダクトの範囲は、当該本デジタルプロダクトにアクセスするために本サブユーザーが使用する本使用ゲートウェイによって異なることがあります。

- 11.3. 本カスタマーは、本サブユーザー登録をいつでも自己の本ユーザーアカウントを通じて撤回することができます。

第12条 MBJ その他のメルセデス・ベンツグループ会社の責任

12.1. 本デジタルプロダクトに関して本カスタマーまたは第三者(本サブユーザーを含みます。)が被った損害等については、MBJ およびメルセデス・ベンツグループ会社はいかなる責任も負わないものとします。ただし、本利用契約が消費者契約法上の消費者契約に該当する場合には、MBJ およびメルセデス・ベンツグループ会社は、MBJ またはメルセデス・ベンツグループ会社の責めに帰すべき事由による損害等について責任を負いますが、MBJ またはメルセデス・ベンツグループ会社に故意・重過失がある場合を除き、本カスタマーが MBJ に実際に支払った額を限度として責任を負うものとします。

- 12.2. 本項余白
12.3. 本項余白
12.4. 本項余白
12.5. 本項余白
12.6. 本項余白

第13条 データ保護およびデータの安全

13.1. MBJ は、本デジタルプロダクトを使用するお客様の個人情報の保護に真摯に向き合い、個人情報の

処理にあたりお客様のプライバシー保護に留意しています。

- 13.2. データ処理、データ保護およびデータの安全性に関する詳細は、「Mercedes-Benz デジタルプロダクトに関する個人情報の取り扱いについて」において定めます。

13.3. 本項余白

第14条 雑則

- 14.1. 本利用約款または本デジタルプロダクトに関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 14.2. 本利用約款の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
- 14.3. 本利用約款の規定のいずれかが無効でありまたは将来無効となった場合でも、他の規定の有効性は影響を受けません。
- 14.4. 本利用約款に基づく一切の通知は、Eメール、SMSまたは対象アプリにより送信された場合にはその送信時に、ファクスにより送付された場合にはかかる送付の当日に、郵便により送付された場合には送付の3営業日後に、それぞれ相手方に到達したものとみなします。

第15条 本条余白

第16条 本条余白

第17条 本デジタルプロダクトのプロバイダーおよび連絡先情報

17.1. 本デジタルプロダクトは MBJ が提供します。

17.2. 連絡先情報

メルセデス・コール

電話番号(日本語): 0120-190-610

営業時間: 8時~20時 365日 年中無休

※システムメンテナンス等によりサービスを休止する場合があります。

MBJ のデジタルプロダクトウェブサイト等
www.mercedes-benz.co.jp/passengercars/buy/digital-extras-overview.html
id.mercedes-benz.com/ciam/auth/login
www.mercedes-benz.co.jp

一部のデジタルプロダクトに用いられるデータおよびデジタルプロダクト・スマートコントロール情報の機能は、第三者プロバイダーの技術およびデータの利用に基づいています。第三者プロバイダーの規約は下記のサイトからご確認いただけます。

https://maps.google.com/help/terms_maps/
([グーグルマップ](#))

<https://policies.google.com/privacy> ([グーグルマップ](#))

第18条 本デジタルプロダクト対象車両の譲受人等

18.1. 本デジタルプロダクト対象車両について、新たに本車両登録名義人またはその他利用権者となったお客様(以下「**本譲受人等**」といいます。)が、その本デジタルプロダクト対象車両について本デジタルプロダクトを利用するためには、その本デジタルプロダクト対象車両が過去に本デジタルプロダクトに接続されたことがある場合であっても、本利用約款に基づき本カスタマーの地位を獲得する必要があります。

18.2. 本譲受人等にかかる本デジタルプロダクト(無料期間の提供があるもの)の当初の無料期間は、本譲受人等が本カスタマーの地位を獲得した時点がいつであるかにかかわらず、対象となる本デジタルプロダクト対象車両について該当する本デジタルプロダクト(無料期間の提供があるもの)のサービスアクティベーションが行われた時点から起算するものとし、第10条に基づき本利用契約が終了しない限り、当初の無料期間の最終日に満了するものとし、個々の本デジタルプロダクトのライセンス期間については、本ウェブサイトにてご確認いただけます。サービスアクティベーションの詳細は第10.1条をご参照ください。

(注) それぞれの本デジタルプロダクト(無料期間の提供があるもの)にかかるサービスアクティベ

ーションは、1台の本デジタルプロダクト対象車両につき、1回のみ行うことが可能です。本譲受人等以外の第三者がすでに本デジタルプロダクト対象車両についてある本デジタルプロダクト(無料期間の提供があるもの)のサービスアクティベーションを完了していた場合には、当該本デジタルプロダクトの当初の無料期間は、当該サービスアクティベーションの時点からすでに開始しており、本譲受人等による使用に際して、当初の無料期間がリセットされることはありません。

18.3. 本デジタルプロダクト対象車両が、①本有料デジタルプロダクトの利用もしくはサービス期間延長または②本デジタルプロダクト(無料期間の提供があるもの)の有料でのサービス期間延長のための本ライセンスの対象となっている場合、本譲受人等は、追加料金を支払うことなく、それらの本ライセンスの対象である本デジタルプロダクトを利用することができます(ただし、本カスタマーとしてそれらの本デジタルプロダクトを利用するのに必要な条件を満たす必要があります。)。この場合、該当する本デジタルプロダクトの期間は、本譲受人等が本カスタマーの地位を獲得した時点、または、本デジタルプロダクト対象車両が本デジタルプロダクトに接続された時点がいつであるかにかかわらず、残存する本ライセンスの有効期間とします。個々の本ライセンスの残存期間については、本ウェブサイトにてご確認いただけます。

18.4. 第18条の規定は、本カスタマーの地位を失ったお客様が、再度、本カスタマーの地位を獲得した場合に準用するものとします。

第19条 24時間緊急通報サービス

19.1. ボッシュサービスソリューションズ株式会社(東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル 9F)(以下「**ボッシュ**」といいます。)が提供する24時間緊急通報サービス(以下「**24時間緊急通報サービス**」といいます。)の利用に関する契約(以下「**24時間緊急通報サービス契約**」といいます。)において、当該サービスの対象とされた本デジタルプロダクト対象車両については、追加料金を支払うことなくボッシュが提供する24時間緊急通報サービスをご利用いただくことができます。24時間緊急通報サー

ビス契約は、ポッシュが定める利用規約に従って、本デジタルプロダクト対象車両の本車両登録名義人とポッシュとの間において締結されるものであり、24 時間緊急通報サービスは、ポッシュから当該契約者に対して直接提供されます。MBJ は、24 時間緊急通報サービスに関してポッシュが提供するサービスおよび情報の一切につき、いかなる義務または責任も負いません。

重要:

- (a) 本デジタルプロダクト対象車両について、24 時間緊急通報サービス契約の締結をご希望されない場合には、技術上の理由により、その本デジタルプロダクト対象車両における通信モジュールの一切の機能がご利用いただけません。また、本デジタルプロダクト対象車両につき本デジタルプロダクトのご利用を開始された後に、24 時間緊急通報サービス契約が何らかの理由により終了した場合も、本デジタルプロダクトまたは通信モジュールの停止により、該当する本デジタルプロダクト対象車両について本デジタルプロダクトの全てをご利用いただけなくなります。MBJ は、これらの場合において、いかなる義務または責任も負いません。ただし、MBJ の責めに帰すべき事由による債務不履行または不法行為による損害等についてはこの限りではありません。
- (b) 本カスタマーが 24 時間緊急通報サービス契約の契約者である場合において、本車両登録名義人としての地位を喪失したときまたは廃車したときは、本カスタマーは、必ず該当する 24 時間緊急通報サービスの解約手続きを行うものとします。この場合、その本デジタルプロダクト対象車両について新たに本車両登録名義人となったお客様が 24 時間緊急通報サービスの利用を開始するためには、別途ポッシュとの間において、ポッシュが定める利用規約に従い、新たに 24 時間緊急通報サービス契約を締結する必要があります。

第20条 情報通信サービス

20.1. MBJ は、第 20 条に基づき、本デジタルプロダクトの提供およびその他の MBJ が指定する本デジタルプロダクト対象車両に関する機能(24 時間緊急通報サービスを含みます。)に必要なインターネット接続サービス(車両データ・位置データ等のデータ通信を含みます。)、および MBJ の指定する施設との音声通話サービス(以下「本情報通信サービス」といいます。)を提供します。

なお、次の表に掲げる車両については、2024 年 2 月 1 日以降、本サービスのうち音声通話サービス(24 時間故障通報サービス)は利用することができなくなり、24 時間緊急通報サービスの内容も次の表のとおり変更されます。

対象車両	2017 年から 2018 年にかけて生産された下記モデルの一部車両 (対象車両であるか否かは、MBJ の正規販売店または第 17.2 条に掲げるメルセデス・コールにお問い合わせください。)
対象モデル	C クラスセダン / C クラスステーションワゴン / C クラスクーペ / C クラスカブリオレ / GLC / GLC クーペ E クラスセダン / E クラスステーションワゴン S クラスセダン / S クラスセダンロング / メルセデス・マイバッハ S クラス
終了する音声通話サービス	24 時間故障通報サービス 【サービス内容】 車載の me ボタン、i ボタンまたは故障通報ボタンを押すとツーリングサポートセンターへ繋がるサービス。me ボタン、i ボタンからはオーナーホットラインなどのコールセンターへも繋がります。
24 時間緊急通報サービスの 変更内容	【変更前】 車載の SOS ボタンが押されたとき、または事故検知時(エアバッグやシートベルトテンショナーが作動した場合)に自動でコールセンターに繋がります。その後、コールセンターから利用者に音声通話にて消防への通報の要否を確認します。 【変更後】 事故検知時(エアバッグやシートベルトテンショナーが作動した場合)に自動でコールセンターへ事故発生位置と車両の情報が送信されます。その内容に応じて緊急事態の可能性があると判断した場合のみ、コールセンターが消防へ通報します。なお、救急車などの出動は消防の判断によります。通報の要否について、コールセンターから利用者への確認は行いません。

20.2. 本情報通信サービスは、通信モジュールおよびモバイルデータ接続、モバイルネットワーク、全地球測位衛星システム(GNSS)(主にソフトバンク株式

会社が提供します。)を利用した位置情報サービスおよびインターネットアクセスです。

- 20.3. 本情報通信サービスは、いわゆるベストエフォート型サービスであり、回線の混雑により、通信速度が低下し、または通信ができなくなることがあります。また、インターネット接続は本情報通信サービスのために利用される通信モジュール等の通信機器や周辺環境等に左右されます。本情報通信サービスが利用可能な地理的な範囲は、携帯電話会社が運営する基地局の送受信範囲に限定されます。また、本情報通信サービスは、大気条件や地形上の特徴・障害物(例えば、橋、トンネル、ビル等)によって悪影響を受けることがあります。同様に、全地球測位衛星システム(GNSS)を利用した位置情報についても、これらの条件等によって悪影響を受ける可能性があります。また、ネットワークへのアクセスの集中その他の悪条件により、インターネットの利用が阻害されることがあります。さらに、本情報通信サービス、携帯もしくは固定電話ネットワークまたはインターネットの利用における過電圧に際して、急激な容量上の障害が発生する可能性もあります。

本情報通信サービスを必要とする本デジタルプロダクトの利用は、上記に定める本情報通信サービスの制約と同様の制約を受けます。

- 20.4. MBI は、天災その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援活動、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信その他緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本情報通信サービスの制限や停止を行う場合があります。
- 本情報通信サービスを必要とする本デジタルプロダクトの利用は、上記に定める本情報通信サービスの制約と同様の制約を受けます。

MBI は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる MBI 所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。

本カスタマーによる本情報通信サービスの利用が、MBI 所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本情報通信サービスに供する設備に過大な負荷を生じさせる場合その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、MBI は本情報通信サービスの制限を行う場合があります。

本情報通信サービスを必要とする本デジタルプロダクトの利用は、上記に定める本情報通信サービスの制約と同様の制約を受けます。

- 20.5. 本情報通信サービスのサービス期間は、最长で本デジタルプロダクト対象車両の初度登録日から起算して 10 年目の日までとします。

上記にかかわらず、MBI は、本デジタルプロダクトの実施に必要な外部のオペレーターによるサービス終了などの場合に、本情報通信サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に休止または廃止することがあります。MBI は、本情報通信サービスを休止または廃止するときは、本カスタマーに対し、休止または廃止の予定日の 30 日前までに、休止または廃止をする本情報通信サービスの内容および当該サービスが休止または廃止される期日その他の必要事項を通知します。

- 20.6. 本情報通信サービスの利用料金は、別途 MBI が定める情報通信サービス利用規約に従うものとします。

- 20.7. 本カスタマーは、第 5.3 条に従い、本デジタルプロダクト対象車両と本デジタルプロダクトの接続を切断することにより、その本デジタルプロダクト対象車両につき本デジタルプロダクトの機能にかかる本情報通信サービスを停止することができます。また、本カスタマーは、第 10.2 条に従い、本利用契約を解約することで、本デジタルプロダクトの機能にかかる本情報通信サービスを停止することができます。本情報通信サービスの一切の終了を希望される場合には、メルセデス・ベンツ正規販売店において、本デジタルプロダクト対象車両における通信モジュールの機能を停止する手続きが必要です(通信モジュールの機能の停止につき、本カスタマーにおいて費用は発生いたしません。)

詳細は、メルセデス・ベンツ正規販売店にお問い合わせください。

20.8. 本情報通信サービスに関するお問い合わせは、メルセデス・コールにて受け付けております。

第21条 暴力団等反社会的勢力の排除

21.1. MBJ は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求事項を行った履歴のある者、その他これらに準ずる者(以下「**暴力団等反社会的勢力**」といいます。)に対しては本デジタルプロダクトの提供を行いません。

21.2. 本カスタマーは MBJ に対し、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを保証するとともに、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団等反社会的勢力に該当すること
- ② 暴力団等反社会的勢力に資金その他の便宜を提供または供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ③ 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ④ その他暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること

21.3. 本カスタマーは、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 威力・暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 本利用約款に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて MBJ の信用を棄損し、または MBJ の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

21.4. MBJ は、本カスタマーが第 21.2 条または第 21.3 条の保証または確約に違反した場合、何ら責任を負うことなく直ちに本デジタルプロダクトの全部または一部の提供を停止し、または催告なくして直ちに本利用契約を解除することができるものとします。また、本カスタマーは、自己が第 21.2 条または第 21.3 条の保証または確約に違反したことにより MBJ その他のメルセデス・ベンツグループ会社に生じた損害等について、第 8.9 条または第 8.10 条に従い責任を負うものとします。

第 2 章 Mercedes-Benz デジタルプロダクトに係るその他の注意事項

1. はじめに

MBJ は、その製品の品質および安全性の向上に努めています。このため、MBJ は、本デジタルプロダクトのそれぞれにつき、品質および安全性を確保するための取り組みや注意喚起を行っています。ただし、これらは、本カスタマーが、交通上のルールおよび本デジタルプロダクトの利用に適用される全ての法令(道路交通法、道路運送車両法、その他各都道府県の条例を含みます。以下同じです。)を遵守して適切に車両を取り扱う義務を免除するものではありません。運転中における情報、コミュニケーション、エンターテインメント媒体・端末の影響による不注意や運転操作ミス等に起因する道路交通上の事故が頻発していることを踏まえ、安全に十分に留意して本デジタルプロダクトを利用して下さい。

2. 本デジタルプロダクトに共通する注意事項

2.1 本デジタルプロダクトにおける統合情報システムやコミュニケーション端末を車両内において操作・利用する際には、周囲の交通への注意がそれたり、または、車両に対するコントロールを失うおそれがあります。したがって、交通状況その他の周囲の環境に照らし十分な安全が確保できる場合においてのみ、これらのシステムや端末を操作・利用して下さい。十分な安全が確保できない場合には、交通ルールおよび適用法令に従って停車し、または、駐車スペースに停めるなどの措置を講じた上で操作・利用して下さい。

2.2 本デジタルプロダクトは、運転者が自らの挙動を絶えずコントロールする責任(特に他人の安全に配慮する責任)、および、他人の生命、身体、財産に危害を加えまたはこれらを脅かす行為その他の不適切な行為を行わない義務を免除するものではありません。また、本デジタルプロダクトは、十分な運転能力および車両の交通上の安全を確保する責任を免除するものでもありません。同様に、車両のメンテナンスや修理についても、これらの運転者の責任を免除するものではありません。MBJは、必要となるメンテナンスまたは修理がなされなかったことにより生じた損害等につき、強行法規に基づく責任を除き、いかなる責任も負いません。

2.3 車両内において子供や動物から目を離すと、事故や怪我のおそれがあります。

2.4 車両の運転中に、携帯電話・スマートフォン、これらを通じて利用する対象アプリまたはインフォテインメント・システムに表示された画像を注視することは道路交通法により禁止されています。本デジタルプロダクトの利用にあたっては、常に交通上のルールおよび本デジタルプロダクトの利用に適用される全ての法令を遵守して下さい。

2.5 音声コントロール機能・読み上げ機能の利用により、周囲の交通への注意がそれのおそれがあります。音声コントロール機能を利用する際には、交通状況その他の周囲の環境に照らし十分な安全を確保した上で利用して下さい。

2.6 本カスタマーは、本デジタルプロダクトを利用するにあたり、本デジタルプロダクトの利用に係る操作説明およびそれに適用される法令(道路交通法、道路運送車両法、その他各都道府県の条例を含みますが、これらに限られません。)の一切を遵守しなければなりません。また、本カスタマーは、本利用条件または適用ある法令に違反する態様または目的において本デジタルプロダクトを利用してはなりません。

2.7 第三者プロバイダーの関与

MBJは、第三者の提供するサービスについて責任を負いません。

個別の本デジタルプロダクトにおいて第三者から情報が提供される場合は、MBJはその内容、正確性、最新性、完全性および可用性について、一切保証をいたしません。また、MBJは、情報の正確性、現在の有効性、完全性および可用性を確認する責任を負わず、情報を訂正し、アップデートし、完全なものとし、もしくはその可用性を保証する責任を負わず、かつ、情報が特定の質で入手できることまたは提供されることを確保する責任を負いません。MBJは、第三者プロバイダーの技術アプリケーションの操作および機能性について、何らの影響力を有しません。第三者プロバイダーにおいて、そのサービスの機能性もしくは個々の機能を変更し、または停止することがあります。第三者プロバイダーの提供する機能の一部は、場所によっては使用できない可能性があります。本カスタマーは、情報の使用および情報に関する自己の決断について、独自に責任を負います。

操作指示の実行は保証されておらず、遅れる可能性があります。本カスタマーは、自らの第三者プロバイダーに対する操作指示の定義および第三者プロバイダーのユーザーアカウントへの接続について単独で責任を負います。

本カスタマーは、第三者プロバイダーのセキュリティ上の問題を発見した場合または第三者プロバイダーのデータへアクセスできなくなった場合には本ウェブサイト等上で第三者プロバイダーのアクティベーションを解除する義務を負います。

2.8 不可抗力、技術的な問題またはその他の理由により、誤表示・不正確な表示がなされたり、サーバーへの接続が切断されまたは不安定となる場合があります。情報の最終更新日については、表示されたタイムスタンプをご確認ください。

2.9 いわゆるジオフェンシング機能を通じた車両の状況確認は、常に完全に信頼できるものとは限りません。一定の状況の下(例えば多層式駐車場の中)では、情報の全てまたは一部を提供できない可能性があります。その結果、車両の状況がバックエンドに正確にまたは適時に受信されないことにより、保存された操作指示が作動しない可能性

があります。このように、車両の情報確認の機能は、本カスタマーが車両の状況を確認する義務を免除するものではありません。

2.10 本デジタルプロダクト対象車両のマルチファンクションディスプレイに表示される通知は、他のインフォメーション・チャンネル(本カスタマーの本使用ゲートウェイを通じた通知等)の一切に優先するものとします。インフォテインメント・システムまたは対象アプリにおいて表示される情報は、提供された後に変更される可能性があり、また、その全部または一部が不完全であり、不正確であり、もしくは最新でない場合があります。

2.11 本項余白

2.12 MBI は、第三者プロバイダーにおけるセキュリティ上の問題が疑われる場合や、マルウェアや不適合性による潜在的な脅威を検知した場合等、セキュリティ上の理由またはその他の重要な理由により本デジタルプロダクトを制限・停止し、または、第三者プロバイダー、適用データもしくは適用される操作指示を変更する権利を留保します。

2.13 充電プロセスおよび充電ステータスのデータは、実際の状況と異なる場合があります、その一部または全体が不完全、不正確または最新の情報でない場合があります。

2.14 車両内の端末その他の物品は、事故が生じた場合などにおいて、車両の乗員に危害が生じることがないように管理されなければなりません。

2.15 メカニカルパーキングブレーキを搭載した車両において、「パーキングブレーキ作動中」の表示はパーキングブレーキが十分に効いていることを意味するものではありません。

2.16 本カスタマーには、自己の本デジタルプロダクト対象車両が路上での運転に適していることを確保する義務があります。本デジタルプロダクトは、本カスタマーの当該義務を免除するものではありません。また、MBI は、いかなる方法においても、本カスタマーに対してメンテナンスや修理の必要性を通知する義務を負うものではありません。本カスタマーは、本デジタルプロダクト対象車両のメンテナンスや修理のために必要な一切の行為について単独で責任を負います。MBI は、MBI の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本カスタマーが必要なメンテナンスや修理を行わなかったことにつき、一切責任を負いません。

2.17 本項余白

3. 個別のサービスごとの特別な注意事項

3.1 本項余白

3.2 リモートドアロック&アンロック

無人での遠隔による本デジタルプロダクト対象車両の開錠は、本デジタルプロダクト対象車両および本デジタルプロダクト対象車両内の物品の盗難のリスクを高めます。本カスタマーがこのサービスを利用したことに関連して本カスタマーおよび第三者に生じた一切の損害等につき、MBI の責めに帰すべき事由がある場合を除き、MBI は何らの責任も負いません。また、本デジタルプロダクト対象車両のドアをロックする際、車両内に車両のキーを置き忘れることのないよう注意してください。

3.3 本項余白

3.4 本項余白

3.5 オフストリートパーキング(オンライン駐車場情報)

本デジタルプロダクトは利用可能な公共駐車場情報を表示するに過ぎません。本デジタルプロダクトに拘束力はなく、ドライバーが各場所での利用条件(駐車場の車高等)を遵守する義務から免除されるものではありません。

3.6 リモートパーキングアシスト

リモートパーキングアシストにより、本カスタマーは、エクスプロレーションモード(探索モード)で(例えば、狭いガレージ内において)、本デジタルプロダクト対象車両の運転席に座ることなく、モバイル端末を使用して、Bluetooth および/または Wi-Fi 接続経路で、遠隔操作により本デジタルプロダクト対象車両を駐車し、もしくは駐車スペースから出庫させることおよび本デジタルプロダクト対象車両を操作することができます。本カスタマーは、ご自身の本デジタルプロダクト対象車両のインフォテインメント・システムでリモートパーキングアシストを開始することにより、モバイル端末を通じてこれらの操作を行うことができます。操作中、本デジタルプロダクト対象車両のキーは車外かつ車両から一定の距離内(通常、約 3 メートル以内)にある必要があります。

当該操作は、モバイル端末上のデッドマン装置(リモートパーキングアプリにおける操作が継続できない状態に陥った場合に、本デジタルプロダクト対象車両を自動的に停止させる装置)を用いて、リモートパーキングアプリで管理しなければなりません。Bluetooth および/または Wi-Fi 接続が切れた場合、本デジタルプロダクト対象車両の進路に障害物が確認された場合、モバイル端末による操作が終了した場合、または本デジタルプロダクト対象車両のキーが最大利用可能範囲外に置かれた場合、本デジタルプロダクト対象車両は自動的に停止します。詳細は、リモートパーキングアシストの操作説明書に記載されています。

リモートパーキングアシストの利用は、本カスタマーによる運転行為の一部であり、本カスタマーが運転に適した状態にあり、かつ、有効な運転免許証を所持している場合にのみ、認められます。本カスタマーは、本デジタルプロダクト対象車両を誘導するためにモバイル端末上で指を動かすことにより、駐車操作の全てを完全にコントロールしなければなりません。

本カスタマーは、リモートパーキングアシストの操作指示に含まれる警告を遵守する必要があります。本カスタマーは、リモートパーキングアシストを利用する場合には、本デジタルプロダクト対象車両の中に人が乗っていないことを確認しなければ

りません。また、本カスタマーは、操作中は、モバイル端末を注視することなく、周囲の状況と本デジタルプロダクト対象車両を常に注視しなければなりません。本カスタマーは、緊急時にはリモートパーキングアプリの操作を中断して本デジタルプロダクト対象車両を停止させ、危険を回避するために必要な措置を採らなければなりません。

リモートパーキングアシストは、運転者が責任を持って安全運転を行うことを前提とした運転支援システムであり、完全な自動運転ではなく、その利用は運転者の運転に関する責任を軽減するものではありません。悪天候時、斜め駐車時、駐車場スペース内に障害物がある環境等では、正常に作動しない場合があります。

(注 1) Remote Parking アプリをご利用のお客様へ Remote Parking アプリを利用した第一世代のリモートパーキングアシストは 2024 年 12 月 31 日をもってサービスの提供を終了いたします。Mercedes-Benz Remote Parking アプリを利用した第二世代のリモートパーキングアシスト対象車両においては、引き続きご利用いただけます。なお、Remote Parking アプリの対象車両において、Mercedes-Benz Remote Parking アプリはご利用いただけません。

(注 2) リモートパーキングアシストのご利用には専用のアプリが必要です。スマートフォンのメーカー、機種、OS のバージョン等によってはご利用いただけない場合がございます。特に Android スマートフォンの互換性にはご注意ください。

3.7 パーキングダメージ検知/盗難通知

このサービスは、本デジタルプロダクト対象車両に対する盗難や衝撃を検知した場合に通知を行うものです。このサービスに関する詳細の説明は取扱説明書をご参照ください。このサービスのご利用に際しては、このサービスの利用中であっても本デジタルプロダクト対象車両に対する衝撃が正しく認識されない可能性(衝撃があったにもかかわらず検知されない場合、衝撃がないにもかかわらずこれを検知してしまう場合等)や、盗難や衝撃がないにもかかわらず誤って通知がなされる可能性があること、このサービスが本デジタルプロダクト対象車両の盗難や事故を防止できるものではないことに

ご注意ください。たとえば、駐車中の本デジタルプロダクト対象車両が動かされる場合(たとえば、けん引中等)、盗難が発生したと判断して誤って通知がなされる可能性があります。これを防ぐために、このサービスのうちけん引防止機能を解除することもできますが、その場合に駐車中の衝撃検出の機能も無効になりますので、ご注意下さい。また、このサービスの利用中に本デジタルプロダクト対象車両に損傷が生じても検知されない可能性がある場合として、例えば、本デジタルプロダクト対象車両が衝撃を受けずに損傷した場合、低速で衝撃を受けた場合、電気式パーキングブレーキを効かせていない場合等が挙げられます。MBJ は、このサービスに関して、明示又は黙示を問わず、①すべての衝撃を正しく検知するものであること、②誤ったアラーム・通知を行わないこと、③本デジタルプロダクト対象車両への盗難や事故を防止することについて保証いたしません。このサービスの利用にあたっては、本デジタルプロダクト対象車両の維持管理(車両が安全に走行可能であること、車両に損傷がないこと等)は本カスタマーの責任となることにご承諾頂いたうえで、ご利用頂く必要があります。このサービスの利用中に本デジタルプロダクト対象車両に実際に盗難又は事故が発生した場合であっても、かかる盗難又は事故について、それが MBJ の責に帰すべき場合を除き、MBJ は一切の責任を負いません。

3.8 本項余白

3.9 本項余白

3.10 リモートエンジンスタート

このサービスにより、本カスタマーは、一部の本使用ゲートウェイを通じて、遠隔で本デジタルプロダクト対象車両のエンジンをかけたり切ったりすることができます。このサービスにより、本カスタマーは、遠隔でご自身の本デジタルプロダクト対象車両の空調を管理し、本デジタルプロダクト対象車両のバッテリーを充電することができます。エンジンの起動後、最大 10 分間、本デジタルプロダクト対象車両のエンジンを作動させることができます。リモートエンジンスタートは、本デジタルプロダクト対象車両のドア・窓・トランク・ボンネットが施錠さ

れまたは閉まっていて、ギアがパーキングに入っているときのみ作動可能です。

リモートエンジンスタートは、本デジタルプロダクト対象車両が周囲に遮るものがない場所に停車しており、近くに可燃物がないことを本カスタマーが確認できている場合にのみ使用してください。点検や修理のために本デジタルプロダクト対象車両をサービス工場等に入庫している間は、リモートエンジンスタートを使用しないでください。また、リモートエンジンスタートを使用するときは、本デジタルプロダクト対象車両が公道上にないことを確認してください。車両が公道上にない場合であっても、一部地域(兵庫県・埼玉県・京都府等)では、車両の停止中にみだりにエンジンを稼働させる行為は条例により禁止されています。リモートエンジンスタートを公道上で使用した場合や、一部地域において条例に違反して使用した場合は、刑事罰が科される場合があります。

リモートエンジンスタートの利用前に、必ず安全に機能を作動できる環境かどうか本デジタルプロダクト対象車両を目視で確認ください(例: 公道上・立体駐車場・屋内ガレージ・洗車場・しめ切った換気の良くない場所ではご利用できません。)。人や子供、ペットが本デジタルプロダクト対象車両内に乗車している場合はリモートエンジンスタートを使用しないでください。

本デジタルプロダクト対象車両を点検やメンテナンスのために販売店やサービス工場にお預け頂いた場合はリモートエンジンスタートを使用しないでください。点検整備やメンテナンス作業中に不意にエンジンが始動した場合、手足を押しつぶされたり、挟まれたりするおそれがあります。

リモートエンジンスタートの利用前に、換気口・マフラーに雪等が被っていないか必ず目視でご確認ください。

リモートエンジンスタート使用時には車両にボディカバーをかけないようにご注意ください。

本サブユーザーにも必ず上記事項等を事前にお伝えください。

3.11 本項余白

3.11.1 本項余白

3.12 本項余白

3.13 ENERGIZING コーチ

心拍数は、30-140 bpm の範囲内にある場合に限りメディアディスプレイに表示されます。メディアディスプレイに表示される心拍数は、医学的な意味を有するものではなく、情報提供を行うものすぎません。MBJ は、表示される心拍数の正確性についていかなる責任も負いません。

(注) ENERGIZING コーチは、ENERGIZING コーチアプリとインフォテインメント・システム、ウェアラブル端末の組み合わせにてご利用いただけますが、全てのウェアラブル端末で操作できるわけではありません。対象ウェアラブル端末については、メルセデス・ベンツ正規販売店にお問い合わせ下さい。

3.14 本項余白

3.15 音声アシスタント機能

音声アシスタント機能において、誤通知、誤解釈、通信エラー等の可能性は排除できません。そのため、音声アシスタント機能を利用する場合でも、実際の道路状況への注意の必要性が緩和されるものではありません。個別警告通知もご確認ください。

3.16 ビギナードライバーモード および バレーサービスモード

ビギナードライバーモードおよびバレーサービスモードの使用時には速度制限と加速制限が設定されます。そのため、高速道路の進入や追い越しの際などの走行に影響する可能性があり、また追突事故やあおり運転等に遭う可能性もあるためご注意ください。走行前にはビギナードライバーモードおよびバレーサービスモードの起動の有無をご確認ください。本カスタマーは、当該機能を起動中の状態で第三者に本デジタルプロダクト対象車両を利用させるときは、当該第三者に対して、当該機能について、起動中に生じ得る上記の可能性も含めて、十分に説明するものとします。

3.17 メンテナンス通知

メンテナンス通知サービスをご利用いただくことにより、本デジタルプロダクト対象車両においてメンテナンスの必要性が検知された場合に、本カスタマーが事前に選択したメルセデス・ベンツ指定サービス工場から、本カスタマーに対し、メンテナンスに関するご提案をお届けすることが可能になります(ただし、当該ご提案は MBJ、メルセデス・ベンツ指定サービス工場および本カスタマーに対して法的拘束力を持つものではありません)。(注 1) メンテナンス通知サービスにおいて送信される車両データの内容は、本デジタルプロダクト対象車両に搭載される通信モジュールによって異なります。

(注 2) メインユーザーおよびサブユーザーのいずれにおいてもご利用いただけます。

(注 3) このデジタルプロダクトに必要なデータは、利用される方に関わらず車両から収集されます。

3.18 テレダイアグノシス

テレダイアグノシスサービスにおいて、MBJ は、本デジタルプロダクト対象車両の部品(ブレーキパッド、冷却水、その他 MBJ が別途指定する部品)の消耗および故障に関するメッセージを、当該消耗または故障が明確に確認でき、かつ、診断モニタリングシステムを通じて取得される限りにおいて記録します。MBJ は、本カスタマーが事前に選択したメルセデス・ベンツ指定サービス工場に対して当該情報を通知します。これにより、メルセデス・ベンツ指定サービス工場は、本カスタマーに対して対象となる部品の消耗および故障に関する通知を送信することが可能となります。

(注 1) メインユーザーおよびサブユーザーのいずれにおいてもご利用いただけます。

(注 2) このデジタルプロダクトに必要なデータは、利用される方に関わらず車両から収集されます。

3.19 リモート車両診断

このサービスにより、本カスタマーが事前に選択したメルセデス・ベンツ指定サービス工場、カスタマーから修理、メンテナンスもしくは技術的な問合せの依頼を受けたメルセデス・ベンツ指定サービス工場、または、MBJ は、診断データの形式で技術的な車両状態を検出することができます。診断データは、予約された修理作業の準備として、または、修理工場における診断サポートとして取得されます。ツーリングサポートコールセンターは、車両が故障した場合に、より早く、かつ、対象を絞った修理が可能となるよう、メルセデス・ベンツ指定サービス工場に対して、当該診断データを用いて車両の状態を通知することができます。

3.20 24 時間故障通報サービス

本デジタルプロダクト対象車両は技術データに基づき自動的に故障の可能性を検知することができます。24 時間故障通報サービスにより、本デジタルプロダクト対象車両が故障した場合、当該本デジタルプロダクト対象車両に乗り込む方が、必要なサポートを得るため、故障通報ボタンまたは me ボタンを通じてツーリングサポートコールセンターに連絡を取り、本デジタルプロダクト対象車両の現在地を含む、24 時間故障通報サービスのために必要かつ適切な車両データ(当該車両の技術的設計に沿って記録されたもの)をツーリングサポートコールセンターへ送信することが可能となります。また、当該本デジタルプロダクト対象車両の車両の種類によっては、本デジタルプロダクト対象車両が衝突を検知した場合に、当該本デジタルプロダクト対象車両に乗り込む方からツーリングサポートコールセンターへの連絡がないときには、MBJ から本カスタマーが本ウェブサイト等に保存した連絡先に確認の電話をすることがあります。なお、レッカー費用等のツーリングサポートにかかる費用は、有料となります(ただし、別途 MBJ とツーリングサポートに関するご契約がある場合は、その契約の定めによるものとします。)。ただし、本デジタルプロダクト対象車両のうち、本利用約款の第 1 章第 20.1 条に掲げる車両については、2024 年 2 月 1 日以降、24 時間故障通報サービスは利用することができなくなります。

(注 1) 24 時間故障通報サービスにおいて送信されるデータは、本デジタルプロダクト対象車両に搭載される通信モジュールによって異なります。

(注 2) メインユーザーおよびサブユーザーのいずれにおいてもご利用いただけます。

(注 3) このデジタルプロダクトのご利用にあたっては、車両から必要なデータが収集されること、また、本カスタマーが本ウェブサイト等に保存した連絡先も使用される場合があることについてご注意ください。

(注 4) 24 時間故障通報サービスは、本ウェブサイト等において、「24 時間故障通報サービス」、「事故対応」又は「事故・車両故障時の対応」と表示されます。

3.21 駐車位置検索

本カスタマーは、一定の本使用ゲートウェイを使用して、ご自身の本デジタルプロダクト対象車両の駐車位置を示す地図を表示させることができます。データ保護上の理由により、本カスタマーにおいて本デジタルプロダクト対象車両の位置を検索することができるのは、当該車両が約 1.5 キロメートルの距離の範囲内にある場合に限られます。

3.22 本項余白

3.23 インターネットラジオ(Mercedes-Benz Apps サービスのメンテナンスインターネット・ラジオサービスを含む)

インターネット・ラジオサービスにより、本カスタマーは本デジタルプロダクト対象車両内で一部のインターネットラジオ放送局を使用することができます。本カスタマーの本デジタルプロダクト対象車両に搭載されたインフォテインメント・システムによっては、本カスタマーは、インターネットラジオをストリーミングするために、モバイル端末を通じたモバイルデータ接続が必要となります。

3.24 ミュージックストリーミング

このサービスにより、本カスタマーは、本ユーザーアカウントにログインした状態で、本デジタルプロダクト対象車両において、インフォテインメント・システムを通じて、第三者プロバイダーアカウント（例えば、Spotify®等）にアクセスし、メディア再生を操作することができます。本カスタマーは、ミュージックストリーミングするために、モバイル端末を通じたモバイルデータ接続が必要となります。

3.25 グローバルサーチ

このサービスにより、本カスタマーは、セントラルサーチサービスを使用して、本バックエンドを通じて、車両の機能に関する情報、他のデジタルプロダクトに関する情報、およびMBJまたはコンテンツ・プロバイダーからの情報を取得することができます。本デジタルプロダクトを利用するためにモバイル端末を通じたモバイルデータ接続が必要になる場合があります。

3.26 Mercedes me Charge

別途 MBJ が Mercedes me Charge サービスの利用規約に基づき提供する会員制の Mercedes me Charge サービス（以下「**会員制 Mercedes me Charge サービス**」といいます。）により、本カスタマーは、MBJ が発行する Mercedes me Charge 充電カードによる認証により、MBJ が提携する株式会社 e-Mobility Power が管理する充電ステーションにおいて、MBJ が指定する本デジタルプロダクト対象車両を有料で充電することができます。会員制 Mercedes me Charge サービスを利用するためには、別途 Mercedes me Charge サービスの利用規約に従って、MBJ との間で Mercedes me Charge 契約を締結する必要があります。詳細は、Mercedes me Charge サービスの利用規約をご参照ください。

3.27 本項余白

3.28 MBUX 音声アシスタント

このサービスにより、本カスタマーは音声コントロールを使って本デジタルプロダクト対象車両において様々な機能を操作し、MBJ またはコンテンツ・プロバイダーから情報を取得することができます。本デ

ジタルプロダクト対象車両において利用可能な音声コントロールシステムは、本バックエンドにおける車外の音声認識によって補完されています。

一定のコンテンツの操作には、追加的なサービスを作動（アクティベーション）させる必要がある可能性があります。また、メッセージ送受信など一定のコンテンツについては、モバイル端末と車両との間で、有効な Bluetooth 接続があることが必要です。

3.29 マップアップデート

このマップアップデートサービスにより、本カスタマーは、車両の通信機能を使った地図情報の自動更新や、本カスタマー自身の操作による全国の地図情報の一括更新をすることができます。

ただし、地図情報の自動更新は、本デジタルプロダクト対象車両のうち、一部の車両においてのみ利用可能です。

さらに、地図情報の自動更新が可能な本デジタルプロダクト対象車両についても、一部の車両においては、地図情報の自動更新を利用するためには、メルセデス・ベンツ日本ウェブサイトログインし、オンライン地図データ更新のページ上であらかじめ更新対象地域が選択されている必要がある場合があります。当該車両の詳細は、メルセデス・ベンツ正規販売店にお問い合わせください。また、地図情報の自動更新を利用する時点で、更新する地図の一つ前の地図バージョンが車両にインストールされている必要があります。二つ以上前の地図バージョンがインストールされている場合、自動更新が機能しませんのでご注意ください。その場合、メルセデス・ベンツ日本ウェブサイトログインし、オンライン地図データ更新のページから USB メモリに最新版の地図情報をダウンロードしたうえで、車両にインストールすることで次回以降自動更新が可能になります。詳細は、本ウェブサイト等もご参照ください。

（注 1） 地図情報の自動更新が利用できない本デジタルプロダクト対象車両において、地図情報の更新を実施するためには、メルセデス・ベンツ日本ウェブサイトログインし、オンライン地図データ更新のページから USB メモリに最新版の地図情報をダウンロードしたうえで、車両にインストールすることが必要です。

(注 2) 当初のライセンス無料期間満了後は、有償でライセンスを更新することにより、地図データ更新をご利用いただける場合があります。詳細は、本ウェブサイト等をご確認ください。地図データ更新に対応した車両システムを搭載している車両であっても、本デジタルプロダクト非対応の場合には、地図データの更新はご利用いただけませんので、ご注意ください。詳細は、本ウェブサイト等でご確認いただけます。

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地 1
メルセデス・ベンツ日本合同会社

2017 年 7 月 1 日制定

2025 年 3 月改訂

(注 3) マップアップデートに関する情報は以下のサイトでご確認いただけます。

<https://www.mercedes-benz.co.jp/passengercars/services/accessories-content/navigation.html>

3.30 24 時間緊急通報サービス

24 時間緊急通報サービス契約は、ポッシュが定める利用規約に従って本デジタルプロダクト対象車両の本車両登録名義人とポッシュとの間において締結されるものであり、24 時間緊急通報サービスは、ポッシュから当該契約者に対して直接提供されます。MBJ は、24 時間緊急通報サービスに関してポッシュが提供するサービスおよび情報の一切につき、いかなる義務または責任も負いません。その他の関連する規定は本利用約款の第 1 章一般規定第 19 条をご参照ください。

なお、本デジタルプロダクト対象車両のうち、本利用約款の第 1 章 20.1 条に掲げる車両については、2024 年 2 月 1 日以降、24 時間緊急通報サービスの内容が本利用約款の第 1 章 20.1 条の表のとおり変更されます。変更内容の詳細はポッシュの定める利用規約をご参照ください。

(注) このデジタルプロダクトに必要なデータは、利用される方に関わらず車両から収集されます。

3.31 ミニゲーム

車両の中でご利用いただけるゲーム機能です。

なお、ご利用いただけるゲームの種類はモデルや生産年月によって異なる場合があるほか、随時増減する可能性があります。